

第3回 日本企業の海外展開動向を踏まえた 国際課税制度のあり方に関する研究会 事務局説明資料

令和7年4月2日

経済産業省 経済産業政策局

目次

1. 第1回及び第2回での議論等を踏まえた課題等整理
2. グローバル・ミニмум課税と諸外国の税制措置の関係

今回ご議論いただきたい点

1. 第1回及び第2回での議論等を踏まえた課題等整理

- 事務局でCFC税制の課題と見直しの方向性を整理したところ、主に以下の点について実務と理論のそれぞれの観点から、ご意見をいただきたい。
 - ✓ 各見直し案は、現在生じている実務上の課題の解決に十分に資すると考えられるか。追加すべき項目はあるか。
 - ✓ 現行制度との関係整理や、租税回避防止の観点から、各見直し案の方向性に問題はないか。各見直し案に対して要件を付す必要がある場合、どのような要件を付すべきか。

2. グローバル・ミニマム課税と諸外国の税制措置の関係

- 諸外国で講じられている税制措置は、日本企業のグローバル・ミニマム課税の計算上どのような影響を与えることが見込まれるか。
- 例えば、政府補助金に類似するものとしてQRTC等がETR分母への加算と取り扱われることや、実体を有する経済活動を行う企業への配慮等の観点からSBIEによる一定の除外が認められていることについて、公平な競争条件確保の観点からどのように評価するか。

CFC税制の課題と見直しの方向性（全体像）

課題	見直しの方向性
①制度趣旨の整理	<u>CFC税制の目的及び役割</u> CFC税制の捕捉対象が不明瞭であり、日本の課税ベースを浸食していないケースであるにもかかわらず、外国関係会社の所得が合算課税されている可能性がある
②過剰課税	<u>現地進出/撤退時における取扱い</u> 海外M&Aにより取得した外国関係会社や、清算中の外国関係会社について、過剰課税が生じており日本企業の国際競争力を阻害している <u>経済活動基準等の判定</u> 経済活動基準やペーパーカンパニーの判定基準がビジネスの実情と乖離しており、過剰課税及び事務負担につながっている
③事務負担	<u>ピラー2導入にともなう事務負担の増加</u> 特にピラー2とCFC税制の両制度の対象企業において、過度な事務負担が生じている

見直しの方向性
日本の課税ベースを浸食していないことが明らかなケース（海外M&Aにより取得した外国関係会社に対する合算課税）について合算対象外とする
- 海外M&Aにより取得した外国関係会社の取扱いの見直し - 清算中の外国関係会社の取扱いの見直し
- 管理支配基準等の見直し - ペーパーカンパニーの判定基準の見直し（第三の基準の追加を検討する等）
- 諸外国における税率の引下げ等を踏まえた適用免除税率の見直し - グローバル・ミニマム課税で用いられる情報のCFC税制での利活用（例：適用免除税率の判定において、租税負担割合に代えてETRの選択適用を認める）

制度趣旨の整理とそれに基づく見直しの方向性

見直しの方向性 - CFC税制の目的及び役割

- 外国子会社配当益金不算入制度の導入以降、CFC税制の目的は租税回避への対処であると考えられているが、単に租税回避か否かという抽象的な視点でのみ合算課税の対象となるか否かを判定すれば、法的安定性や予測可能性が損なわれることとなる。しかし、租税回避か否かを問わず形式的に合算課税の対象かどうかを判定すれば、経済実態があり租税回避的でない活動により生ずる所得についても課税（過剰課税）されることが懸念される。
- この点、日本の課税ベースを浸食していないことが明らかであるにもかかわらず合算対象となるケースについて、取扱いを見直すべきである。
- 具体的には、海外M&Aにより取得した外国関係会社において生じた所得のうち、買収前に生じていたものについて、優先的に見直すべきである。
- 日本の課税ベースを浸食しているか否かという観点から全般的に見直すことは困難であるが、その他にも日本の課税ベースを浸食していないことが明らかなケースがあれば、今後の見直しが必要となる可能性がある。

CFC税制の目的及び役割

＜第2回研究会での主な意見＞

- BEPS行動計画3においては、CFC税制の機能として、外国から外国への利益移転が行われるパターンについても防止することが考えられるとの言及があるが、ベストプラクティスとしての記載であったので、日本のCFC税制の対象を日本の課税ベースの浸食防止とすることは許容されるものと考えられる。他方で、グローバル・ミニマム課税は、外国で課税されていないものへ別の国が課税する形で導入されるところ、日本のCFC税制の役割や目的を考えるにあたっては、グローバル・ミニマム課税との関係も考える必要がある。
- 執行上の便宜や予測可能性の担保の観点から一定程度の制度上の割り切りは仕方が無い部分があり、「全ての所得」について日本の課税ベースを浸食しているか否かにより見直しを行うことは難しいかもしれないが、日本の課税ベースの浸食防止がCFC税制の捕捉すべき所得であるという大きな考え方を示したうえで、海外M&Aにより取得した外国関係会社を買収前から留保されている利益のような、明らかに日本の課税ベースを浸食していないものについては、少なくとも優先的に取扱いを見直すべき。
- CFC税制は、平成21年度税制改正で外国子会社配当益金不算入制度が導入されるまでは、海外での留保所得に対処する制度であったが、改正後は、いわゆる海外支店と同じような形で、外国子会社で所得が発生した段階で合算する制度に変化したと理解している。そして、合算所得の計算においては、もしその外国子会社が日本の会社だった場合、日本の税法が適用される場合にはどうなるかという視点で非課税所得か否かを判断している以上、日本の課税ベースを浸食しているか否かの観点から、全ての所得についての取扱いを見直すことは困難と考えられる。海外M&A後の局面等、明らかに日本の課税ベースを浸食していないケースに限定して見直すべきではないか。
- 海外M&Aにより取得した外国関係会社を買収前から留保されている利益だけでなく、買収後に稼得した利益についても、買収前から現地で遂行され、買収後もそのまま継続されているビジネスに関するものであれば、日本の課税ベースを浸食していないと言える可能性があるのではないか。また、米国のGILTIやSubpart F等、他国のCFC課税と日本のCFC課税の二重課税が生じるケースについて、不合理であると考えている。

過剰課税の解消（1）

見直しの方向性 - 海外M&Aにより取得した外国関係会社の取扱い

- 海外M&Aにより取得した外国関係会社において生じた所得のうち、買収前に生じていたものは、明らかに日本の課税ベースを浸食するものではないため、原則として合算対象外とする以下の措置を講じるべきである。
 - 海外M&Aにより取得した一定の外国関係会社について、PMI特例の適用有無に限らず、合算課税を**買収後一定期間猶予**する※1。または**買収後一定期間内に実現した所得（例：株式譲渡益、事業譲渡により生じた利益）を合算対象外**とする※2。
- ※1：英国CFC税制では、英国法人が新設または買収により取得した外国子会社は、初めてCFCとなった日から12か月間（＝適用猶予期間）はCFC税制の適用が猶予される。なお、適用猶予期間に該当するためには、法人は、猶予期間直後の会計期間において、CFC課税の対象となっていない状態でCFCを引き続き有していなければならない。
- ※2：組織再編税制においては、繰越欠損金や含み損のある資産を利用した租税回避を防止する観点から、適格組織再編成等における繰越欠損金の引継/使用や、多額の含み損を有する資産の譲渡等損失の計上について、一定の制限が課されている。
- 海外M&A後のPMIの局面に限らず、機動的なグループ内再編を可能とするために、例えばクロスボーダー現物分配の取扱いを見直すことが考えられる。
 - 一定の現物分配（100%外国子会社を現物分配法人、日本親会社を被現物分配法人とする現物分配）により外国関係会社において生じる株式譲渡益を、租税負担割合の分母及び合算所得の計算から除外する。（日本親会社が、100%外国子会社における株式（現物分配資産）の簿価を引き継ぐことで、株式譲渡益に対する課税は外国子会社から日本親会社に繰延べられる。）

【特に御確認いただきたい事項】

- PMI特例の期間要件（2年）を充足できないとの主張があったことも考慮したうえで、買収後一定期間として妥当な期間をどう考えるか。買収後一定期間の全てまたは一定の所得に対する合算課税を猶予する場合に、租税回避防止の観点から付すべき要件は何か。
- 現行のPMI特例との関係をどう整理すべきか。例えば、買収後一定期間の合算課税を猶予する場合、PMI特例の要件の一部（例：期間要件以外の全ての要件）またはPMI特例自体を廃止すべきか。

海外M&Aにより取得した外国関係会社の取扱い

＜第2回研究会での主な意見＞

- M&Aを実施してからシナジー効果を出すまでに相当な期間を要するケースがあり、ペーパーカンパニー等を整理するためにも時間がかかる。よってPMI特例の期間要件は延長又は廃止すべき。
- 期中に海外M&Aで新たな事業を取得した場合、被買収会社の通年の所得が合算対象となり、事業取得前の所得が合算対象となることが課題。
- M&Aで買収した会社以外でも、例えば、経営上のニーズから、販売会社の統括会社機能を合理的な理由で移転する等の検討を行うことがある。その際、再編に伴い生じる株式譲渡益などのうち、それまで外国での実態のあるビジネスにより稼得した利益にかかる部分については、合算課税の対象外とするべきではないか。
- 現行のPMI特例は活用が難しく利用実績がほとんどないという事実を鑑み、今後実施するM&Aに関する措置のみならず、過年度に実施された、企業グループに取り込んだ子会社群を対象としたグループ内再編に関しても一定の救済措置が必要ではないか。
- 海外M&Aにより取得した外国関係会社における株式譲渡益から、譲渡対象法人の買収日時点における会計上の利益剰余金の額を控除する案について、株式譲渡価額はフェア・マーケット・バリューであり、例えば、将来のキャッシュフローをDCF法（ディスカウントキャッシュフロー法）で割り引く、同業他社グループの乗数（マルチプル）を適用する等により算定される。また、買収時には通常、プレミアムを付することが考えられる。これらを考慮すると、会計上の利益剰余金を単に差し引くだけでは過剰課税は十分に解消しない。
- 明らかに日本の課税ベースを浸食していないものを合算対象から除く観点からは、海外M&A後に徐々にインテグレーションが進み、買収前からの留保所得と、買収後に稼得した所得の切り分けが困難になっていくことを考慮して、例えば期間で割り切って合算対象外とすることも一案である。海外でも買収初年度にCFC課税が猶予される例がある。
- 買収前に留保されていた利益に課税されることが一因となり海外M&Aを断念するケースも存在。買収前に留保されていた利益は明らかに日本の課税ベースを浸食していないことに加えて、M&Aが断念されることにより将来の日本の課税所得を喪失している可能性もあり、CFC税制によって海外M&Aが阻害されていることは非常に問題。PMI特例の各要件を見直すのではなく、買収前から留保されていた利益は、株式譲渡益に限らず事業譲渡により生じた所得等も含め包括的に合算対象外とする形で見直すべき。国内では適格組織再編において繰越欠損金や含み損の利用を制限する措置が講じられているが、CFC税制においては、買収後一定期間内に顕在化した含み益を合算対象外とすることが考えられるのではないか。なお、含み益を合算対象外とするのであれば、含み損も考慮すべきである。
- 組織再編税制においては、移転資産に対する支配の継続により適格性が認められるので、一定の現物分配（100%外国子会社を現物分配法人、内国法人を被現物分配法人とする現物分配）にも適格性を認めてよいのではないか。日本親会社で受け入れる株式（現物分配資産）の簿価については、為替の影響等を考慮する必要はあるが、100%外国子会社で付されていた簿価を用いることで、支配の継続についての整合が取れるのではないか。
- クロスボーダーの現物分配に関する取扱いが見直されれば企業にとっては有難いが、CFC税制では現地法令で恒久的に非課税とされていないことを以って非課税所得に該当しないという取扱いになると思われるところ、現物分配法人の現地法令上の取扱いの確認も必要ではないか。

過剰課税の解消（２）

見直しの方向性 - 清算中の外国関係会社の取扱い

- 清算中の内国法人において一定の場合には期限切れ欠損金の損金算入が認められていることとの整合性や、グローバル・ミニマム課税において一定の要件を満たす債務免除益を所得から除外する特例が認められていることを踏まえ、清算中の外国関係会社の取扱いについて、租税回避防止の観点から一定の要件を付した上で、以下の見直しを行うべきである。
 - **経済活動基準等の判定：清算手続開始前の事業実態を考慮**して、ペーパーカンパニーの判定や経済活動基準の判定を行うことを認める。
 - **債務免除益の非課税所得等からの除外：残余財産がないと見込まれる清算中の会社に生じた債務免除益について、全部合算対象となる非課税所得等／部分合算対象となる異常所得から除外**する（租税負担割合の分母にも加算しない）。

【特に御確認いただきたい事項】

- 清算中の外国関係会社について清算手続開始前の事業実態を考慮して経済活動基準等の判定を認めることとする場合や、債務免除益の非課税所得等からの除外を認めることとする場合、租税回避防止の観点からどのような要件を付すべきか。また、債務免除益以外の清算過程において生じた所得（例：資産譲渡益）を非課税所得等から除外することは理論的に妥当か。

清算中の外国関係会社の取扱い

＜第2回研究会での主な意見＞

- 債務免除を行うことでCFC課税が発生しないよう、追加出資をすることで対応している。CFC税制のために本来必要のない対応が生じておりコストになっている。
- 債務免除益のみならず、例えば、土地・建物等の資産売却益等も除外すべき。事業年度中の金額が全部合算なのか部分合算なのかのような細かい定義付けも検討すべき。
- CFC 税制に限らず、実質的に全部又は一部が貸倒れに近い状態にある債権についての債務免除益課税の範囲が広すぎるものが問題であるが、現行制度を前提としてCFC税制に限って見直すのであれば第2回研究会における事務局資料案の方向性は合理的。
- 清算中の外国関係会社の取扱いについて、租税回避防止の観点から一定の要件を付す際には、グローバル・ミニマム課税で認められている特例を参考にして措置するのも一案である。
- 残余財産がないと見込まれる清算中の会社に生じた債務免除益を合算対象となる所得等から除外する案が挙げられているが、CFC税制は単年度での判定であるため、年度によって、租税負担割合の閾値を超える・超えない、合算対象に該当する・しないが混在する。このため、必ずしも債務免除益に充てられる欠損があるケースばかりではないことも考慮すべき。

過剰課税の解消（3）

見直しの方向性 - 経済活動基準等の見直し

- 管理支配基準について、法令上「その本店所在地国においてその事業の『管理、支配及び運営』を『自ら』行っていること」と定められているが、ビジネスの実態と制度に乖離が生じているため、事業環境の変化に合わせた以下のような解釈を認めるべきである。
 - 事業の『管理、支配及び運営』について、通達上、外国子会社が自らの事業計画の策定等を行い、その事業計画等に従い裁量をもって事業を執行し、その結果及び責任が当該外国子会社に帰属しているか否かを総合勘案することが求められているが、事業計画の策定について現地親会社による指示・命令を認め、その事業計画等に従い日々のオペレーションを現地で行っていれば良いとする柔軟性を認める。
 - 事業の管理、支配及び運営を『自ら』行う点について、現行の個社単位での判定を原則としたうえで、グループ経営が合理的に行われていると客観的に認められる一定の場合には、グループでの判定を認める。
- 管理支配基準以外の経済活動基準（例：非関連者基準）についても見直しが今後必要である。

【特に御確認いただきたい事項】

- 経済活動基準における管理支配基準が問題となるケース（＝管理支配基準以外の3つの基準を充足する外国関係会社）について、グループ経営が合理的に行われていると客観的に認められる場合として、どのような要件を付すべきか。
- ペーパーカンパニー判定における管理支配基準が問題となるケース（＝実体基準も管理支配基準も充足しない外国関係会社）について、グループでの管理支配基準の判定を認めた場合に、現行のペーパーカンパニー特例において、一定の条件下においてグループによる管理支配が認められている※ことと、どのように整合性を取ることができるか。

※ 特定子会社の株式等を保有する外国関係会社、不動産保有に係る一定の外国関係会社、資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社について、ペーパーカンパニー特例において、他の要件（事業要件、不可欠機能要件、所在地国要件、課税要件、収入割合要件、資産割合要件）をすべて充足したうえで、被管理支配要件（①管理支配会社による管理・支配・運営、②管理支配会社の役員または使用人による通常必要な業務への従事）を満たす場合には、特定外国関係会社としてのペーパーカンパニーの範囲から除外される。

経済活動基準の見直し

<第2回研究会での主な意見>

- 過剰課税の解消の見直しと事務負担軽減のための見直しは相互に影響し合うものである。特に経済活動基準の見直し及びペーパーカンパニーに関する取扱いの見直しを行うことで、対象会社数が減少し、過剰課税の解消及び事務負担軽減が実現する上、海外M&Aにより取得した外国関係会社や清算中の外国関係会社に関する取扱いが問題となるケースが減少する形で解決に向かう側面があるため、特に重要と考えられる。
- 全ての納税者に対して過剰課税の解消に係る見直しに対処することで、現行制度に比して租税回避リスクが高まることが懸念される場合には、グローバル・ミニマム課税対象企業や内部統制が確立されている会社に限定した見直しを検討することも考えられる。
- 現地の販売会社は少人数で対応し、現地親会社が横断的に事業計画を策定する等、海外グループの中で、グループの管理状況に応じて、それぞれの機能を配分するケースが存在。また、①小さい規模の会社では、原則リモートで勤務し、必要に応じてレンタルオフィスを活用して事業を行う、②現地法令上、その国で販売するために会社が必要であるため設立するものの、リモートで販売を行うケースも存在している。現行の経済活動基準は、単純な形式基準だけで判定されてしまい、実際のビジネスモデルや経営環境等の時代の変化に対応できていない。
- 事業戦略の一貫性や、事業セグメントトータルでのリターン最大化等の観点から、事業計画などについて本社が横断的に大きな戦略を示すことが一般化している中で、現行の経済活動基準ではあらゆるケースにおいて個々の会社で体制を整えておく必要があり、あまりにも企業グループ経営上非効率である。
- CFC税制ではないが、諸外国では税務上の実体基準をエンティティベースではなく、グループ全体のオペレーションで評価する例も存在。また、グローバル・ミニマム課税では、例えば国際海運業所得の除外において、船舶等に係るストラテジック・マネジメント等を国ごとに判断する。国際的な税制の流れとしてもグループ全体の実態で評価することには合理性があるのではないか。
- 管理支配基準について、法令上、その事業の管理、支配及び運営を「自ら」行っていることと定められている部分を、グループでの管理支配が含まれるような形に変更することで一定の対処ができるのではないかと。一方で、租税回避に濫用されないように執行上の合理的な線引きが必要となるため、例えばサブ連結グループで管理されており、J-SOX（内部統制報告制度）において監査法人等により認められている場合等の分かりやすい形式基準が必要と考えられる。
- 管理支配基準において、その事業の管理、支配及び運営を「自ら」行うこととされている点が非常に厳しい。通達上は、協議であれば良いが、親会社から指示・命令を行うと管理支配基準を満たすことができなくなるところ、CFC税制が創設された昭和53年と比較すると親会社による子会社のガバナンス強化が謳われている現代において、子会社に対して指示・命令が出来ないとすれば、税制により企業の活動が阻害されることになる。Plan・Do・Seeの全てを「自ら」行うことまで求めるのではなく、プランニングは親会社であったとしても、day-to-dayオペレーションを現地で行っていれば良いとすればやり易くなる。
- ペーパーカンパニーの考え方自体は、CFC税制が留保所得を対象に課税していた当初に形成されたものである。しかし、現在は留保所得に課税する制度では無くなっているため、ペーパーカンパニーの考え方についても見直す必要がある。現地で実態のある事業活動を複数の法人格のある法人によって営んでいるのであれば、一体としての管理支配を考えていくべきである。
- 非関連者基準について、年度によっては関連者との取引が50%以上となり、物流統括会社特例を考慮しても充足できないことがある。実態のある会社が、ある年は合算、ある年は非合算となるのは不合理なので何かしらの措置が必要。

過剰課税の解消（４）

見直しの方向性 - ペーパーカンパニーに関する取扱いの見直し

- 事業上の合理性が認められる中間SPCについて、一律に合算対象となることのない措置を検討すべきである。まずは、特定外国関係会社としてのペーパーカンパニーについて、現行のペーパーカンパニー特例における措置との適用関係を考慮した上で、管理支配基準のグループでの判定により対処を図ることが考えられる。
- 一般に中間SPCが租税回避に用いられやすいことや、現地にペーパーカンパニーを置いて子会社株式を保有させるだけで日本の課税を逃れられるおそれがある、との懸念については、例えば以下のように、対象となる外国関係会社や所得を限定したうえで合算免除の措置を認めることが考えられる。
 - 有効な内部統制や税務に関するコーポレートガバナンスが確立されている外国関係会社に限定する
 - 中間SPCにおける株式譲渡益のうち、その上下の階層の外国関係会社の事業に関連して生じたものに限定する
- ペーパーカンパニー特例の適用対象の拡充については、今後のビジネスモデルの変遷ごとに新たな特例の創設が必要となり、納税者側及び立法側に負担が発生することにも留意が必要。
- 租税回避目的が無いことについて立証する機会が与えられるのであれば、認定制度の創設も有効と考えられる。

【特に御確認いただきたい事項】

- 有効な内部統制※¹や税務に関するコーポレートガバナンス※²が確立されていれば、中間SPCの租税回避リスクが限定的といえるか。

※¹ 金融商品取引法における内部統制報告制度（J-SOX）により内部統制報告書の提出義務がある上場企業や、会社法において内部統制システムの整備が義務付けられている会社法上の大会社には、内部統制の整備が一定程度求められている。

※² 国税庁による税務に関するコーポレートガバナンスに着目した取組みとして、調査部特別国税調査官所掌法人（約500社）を対象に、個々の法人の税務コーポレートガバナンスの状況等に基づき税務リスクを判定し、そのリスクに応じて調査の頻度や深度等を決定するリスク・ベース・アプローチの活用が進められている。

ペーパーカンパニーに関する取扱いの見直し

<第2回研究会での主な意見>

- 第1回研究会の日本貿易会プレゼンテーションでも説明があった通り、電力事業や不動産事業等、事業用資産の保有を前提とする事業では、投下資本の回転が重要であり、事業用資産の売却を容易にする等の観点で、実体のある現地統括会社の下に、事業用資産毎に、資産保有SPCと中間SPCを設立するケースが多い。このため、事業用資産の増加にともないCFC税制の対象会社が増加する。中間SPCがペーパーカンパニー特例の適用要件を充足しないケースでは、中間SPCにおける資産保有SPC株式の売却益に対する合算課税を回避するために、現地統括会社へ資産保有SPCの保有する事業用資産を移転してから事業用資産を売却する必要がある、大きな手間が生じている。
- ペーパーカンパニー及びキャッシュボックスについても、管理支配基準の見直しにより、現地で経営が完結している場合には管理支配の実態を認めるべきではないか。実際に事業を行っているSPCとグループ単位で経営を担う管理支配会社の中に中間SPCを設立するケースでは、中間SPCのみが合算対象となり、不合理な状況となっている。一般に中間SPCが租税回避に用いられやすいことが問題となるのであれば、例えば有効な内部統制や税務に関するコーポレートガバナンスが確立されていることが確認できる企業に限定する、中間SPCの上下の階層の外国関係会社の事業に関連するキャピタルゲインについては適用除外にする等の絞り込みを行うことも考え得るのではないかな。
- ペーパーカンパニー特例を拡充する見直し案については、今後もビジネスモデルの変遷に伴って新たな特例の創設が必要となる可能性があり、納税者側も立法側も手間がかかるため次善策である。
- 認定制度の創設は、CFC税制において租税回避目的が無いことについて認定を得る機会が与えられるのであれば、企業にとって良い案と考えられる。同じく租税回避防止を目的とした子会社株式簿価減額特例も含め、認定制度創設を検討すべきである。
- ペーパーカンパニーに対する過剰課税の問題は、管理支配基準の見直しに対処することである程度カバーできると考えられるためこれらの論点は連続性を持った形で議論すべき。これらの見直しをすることで、現地進出/撤退時における取扱いについて問題となるケースを減らすことができると思われる。

事務負担の軽減

見直しの方向性 - 事務負担軽減のための見直し

- グローバル・ミニマム課税とCFC税制の両制度に対応することにより非常に重い事務負担が生じるため、グローバル・ミニマム課税対象企業についてCFC税制において大幅な簡素化を認めることで、グローバル・ミニマム課税対象外企業との公平性を確保すべきである。
- 本邦CFC税制においては、租税回避行為を適切に防止する必要性と、企業の事務負担とのバランス等を勘案して、租税負担割合による適用免除税率が設けられている。当初、本邦法人税負担のおよそ半分を目安としてトリガー税率が導入された経緯※¹や、グローバル・ミニマム課税における基準税率との整合性※²を考慮して、適用免除税率の20%以上から15%以上への引下げを検討すべきである。また、適用免除税率は、我が国の事情のみではなく、例えば重要な投資先国における大幅な税率の引下げ等、諸外国の事情も考慮して決定すべきである。
※ 1：平成4年度税制改正において、本邦法人税負担のおよそ半分を目安として、トリガー税率（25%以下）が導入された。
※ 2：グローバル・ミニマム課税導入により、租税回避か否かにかかわらず、外国子会社の所在地国における課税が15%を下回る軽課税である場合には、親会社居住地国で最低税率15%に至るまでトップアップ課税がなされることとなった。
- グローバル・ミニマム課税で求められている情報や計算をCFC税制において活用し、事務負担軽減を図る観点からは、適用免除税率の判定の際、租税負担割合に代えて、セーフハーバーが適用されていれば簡易ETRを、本則計算まで実施していれば本則計算のETRを用いることを認めること（選択適用）も一案である。

【特に御確認いただきたい事項】

- CFC税制において、グローバル・ミニマム課税適用対象企業に限定した措置を認めることは理論的に妥当か。

事務負担の軽減

<第2回研究会での主な意見>

- 適用免除税率は、我が国の事情のみならず、例えば、重要な貿易相手国で大幅な税率の引下げがあった場合等の他国の事情も考慮する必要がある。
- グローバル・ミニマム課税で求められている計算をCFC税制において活用し事務負担軽減を図る観点からは、本則計算まで実施していれば案C) 本則計算のETR、セーフハーバーが適用されていれば案B) 簡易ETRを用いるべきと考えられる。
- 案A) 外国子会社の財務諸表数値に基づく実効税率による場合、制度上必要とされていない計算を別途行う必要が生じてしまう。また、税務と会計の差異が問題となることが懸念され、監査済の子会社財務諸表に限定するとしても、外国子会社単体では監査を受けていないケースや監査を受けていたとしても現地での監査完了が相当遅くなるケースが想定されるため、案A) を活用できるケースは限られるのではないかと。
- 案B) 簡易ETRは、グローバル・ミニマム課税への対応状況からするとバランスの取れた案であるが、外国子会社の会計処理、特に税効果の認識の有無により数値が変動しやすく、また、経過措置として認められた簡易ETRを用いることの妥当性も問題となると考えられる。今後公表される恒久的セーフハーバーも考慮すべきである。
- 案C) 本則計算のETRについては、国際的に認められたETRを用いる点で合理性があると考えられるが、実際にはCbCRセーフハーバーにより本則計算を行う外国子会社は限られることから実務負担の軽減にならない可能性や、CFC税額のプッシュダウンの問題等もありタイミング的に難しい可能性が懸念される。CFC税制にETRを用いるために、ETRの計算をグローバル・ミニマム課税の申告期限よりも前に行う必要が生じる場合には、事務負担軽減効果が損なわれる。
- 現行の租税負担割合の計算である程度実務が回せている会社もあること、CFC税制とグローバル・ミニマム課税とで対象となるグループ会社の範囲が異なるため、新たな計算方法を取り入れる場合には、周知や教育が必要となることに鑑み、案A) ~C) のいずれによっても、現行の租税負担割合の計算を原則としつつ、特例的に申請した会社については、一定期間の継続適用を前提とした選択制とすることが望ましい。また、例えば株式譲渡益や配当について、租税負担割合に近づけるための一定の調整が必要か否か、また必要な場合において金額の閾値を設けるか否か等が業務負担にも影響を及ぼすことから詳細検討が必要である。
- 制度上はグローバル・ミニマム課税対象企業以外についても、ETRの選択適用を認めることで、納税者間の公平性は保たれるのではないかと。
- グローバル・ミニマム課税対象企業について別のルールを入れることについて、もしCFC税制を他国の課税ベースの浸食に対処する制度とするのであれば、米国が米国企業をターゲットとしている海外の税制上の措置を洗い出して対処しようとしていることも視野に入れて、理論的な整理をよく考えておく必要がある。
- グローバル・ミニマム課税とCFC税制の両方に対応することは非常に重い事務負担であるため、グローバル・ミニマム課税対象外企業との公平性を確保する観点から、グローバル・ミニマム課税対象企業についてはCFC税制へのETRの活用を認める、という整理ができるのではないかと。

目次

1. 第1回及び第2回での議論等を踏まえた課題等整理
2. グローバル・ミニマム課税と諸外国の税制措置の関係

今回ご議論いただきたい点

1. 第1回及び第2回での議論等を踏まえた課題等整理

- 事務局でCFC税制の課題と見直しの方向性を整理したところ、主に以下の点について実務と理論のそれぞれの観点から、ご意見をいただきたい。
 - ✓ 各見直し案は、現在生じている実務上の課題の解決に十分に資すると考えられるか。追加すべき項目はあるか。
 - ✓ 現行制度との関係整理や、租税回避防止の観点から、各見直し案の方向性に問題は無いかな。各見直し案に対して要件を付す必要がある場合、どのような要件を付すべきか。

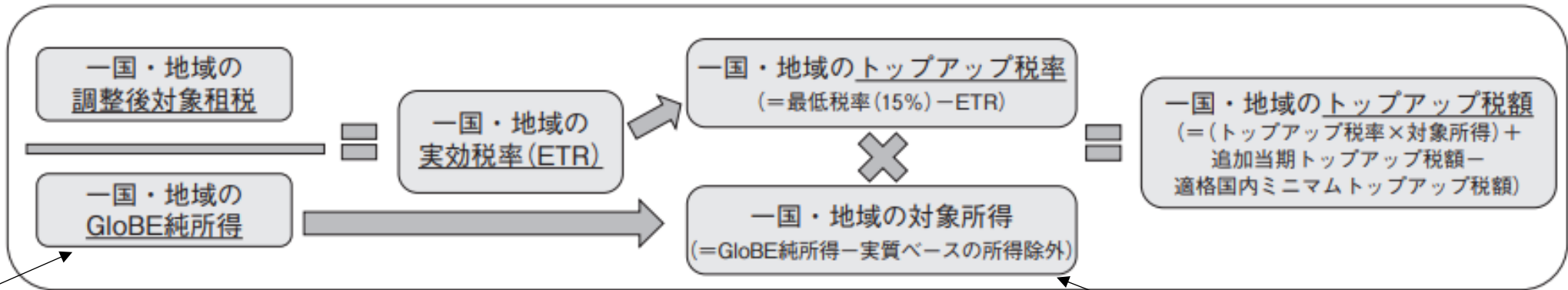
2. グローバル・ミニマム課税と諸外国の税制措置の関係

- 諸外国で講じられている税制措置は、日本企業のグローバル・ミニマム課税の計算上どのような影響を与えることが見込まれるか。
- 例えば、政府補助金に類似するものとしてQRTC等がETR分母への加算と取り扱われることや、実体を有する経済活動を行う企業への配慮等の観点からSBIEによる一定の除外が認められていることについて、公平な競争条件確保の観点からどのように評価するか。

グローバル・ミニマム課税の計算プロセスとQRTC等の取扱い

国・地域別ETR及びトップアップ税額の計算上の取扱い

- グローバル・ミニマム課税の実効税率（ETR）を計算する際、通常の税額控除は税額の減少として取り扱われるが（分子を減算）、**適格給付付き税額控除（Qualified Refundable Tax Credit : QRTC）等は収益**として取り扱われるため（分母を加算）、**ETRの低下が緩和**される。
- 上乗せ（トップアップ）税額は、財務会計上の当期純損益に一定の調整を加えたGloBE純所得から、**実質ベースの所得除外（Substance Based Income Exclusion : SBIE）を控除し、**トップアップ税率(=**最低税率(15%)-ETR**)を乗じて算出される。
- 日本では令和5年度税制改正によりIIRが法制化され、QRTCやSBIEを含むグローバル・ミニマム課税の計算プロセスが、GloBEルールに沿った形で規定されている。



実質的に政府補助金と同じ性質を有する**QRTC（適格給付付き税額控除）**及びQRTCとの類似性が認められる**MTTC（適格適用者変更税額控除）**について、**分母への加算が認められている**。

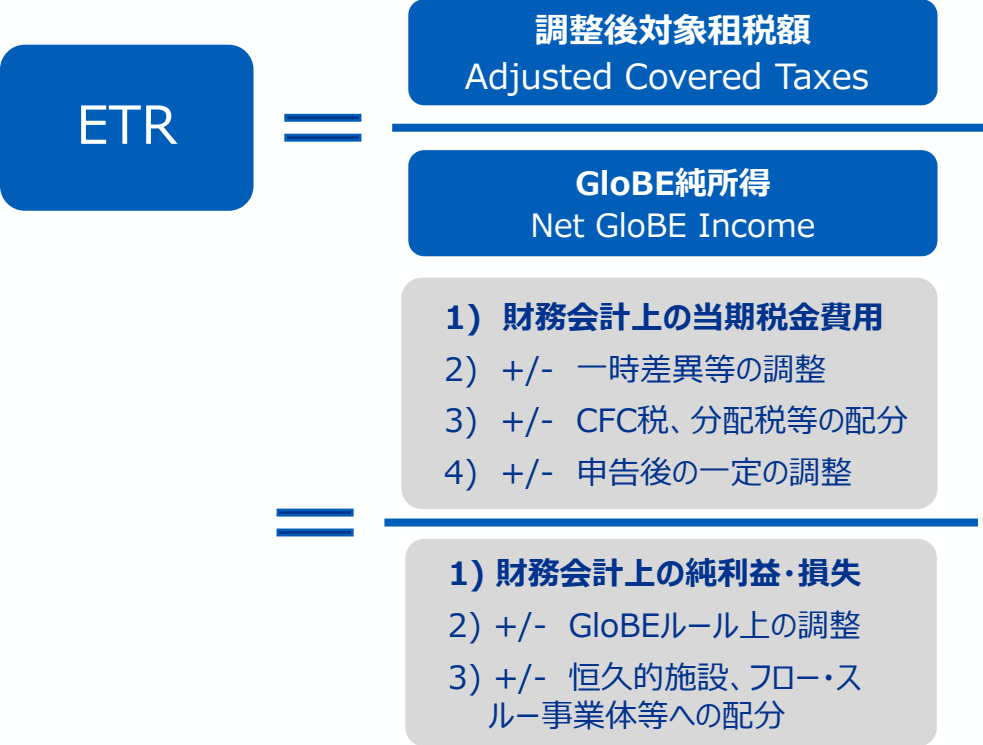
給与や有形資産は一般に移転しづらく、税務上の誘因に基づく歪みを引き起こしにくいため、**SBIE（実質ベースの所得除外）**は、**GloBE純所得から控除される**。

適格給付付き税額控除（QRTC）について

QRTCは収益として実効税率（ETR）の分母に加算可

- ETRを計算する際、通常の税額控除は税額の控除（=ETR分子から減算）として取り扱われる。すなわち、グローバル・ミニマム課税の導入により各国の税額控除による優遇措置は実質的にはETR15%まで制限されることになる。
- ただし、QRTCは収益（=ETR分母へ加算）として取り扱われるため、ETRの低下を緩和することができる。

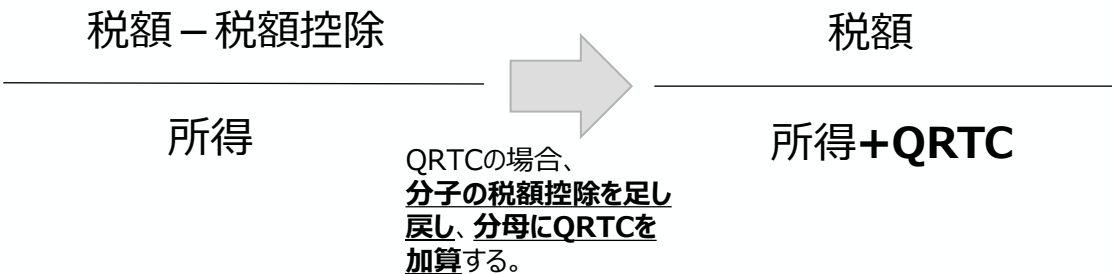
【ETRの計算方法について】



【適格給付付き税額控除（QRTC）】

税額控除を認める所在地国・地域の法律に基づき、控除を受けるための条件を満たした時から4年以内に、現金（又は現金同等物）として支払われるように設計された税額控除をいう。

QRTCによるETR計算の変化（イメージ）



（資料）経済産業省「令和4年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向及びそれを踏まえた我が国の国際課税制度の在り方等にかかる調査研究事業）」を基に作成

還付可能税額控除等の例



英国

- 大企業を対象とする研究開発費控除制度がQRTCに該当する可能性。
- 適格研究開発費の20%相当額（上限あり）の税額控除が認められており、一定の場合に還付申請が可能。



ドイツ

- 2020年に導入された研究開発費控除（Forschungszulage）がQRTCに該当する可能性。
- 適格研究開発費の25%相当額（上限あり）の税額控除が認められており、税額控除額が法人所得税額を上回る場合には、差額が還付可能。



フランス

- 研究開発費控除がQRTCに該当する可能性。
- 適格研究開発費の一定割合（年間1億ユーロまでは30%、1億ユーロを超える部分は5%）の税額控除が認められており、3年間繰越のうえで控除されなかった税額控除分については、還付が可能。



アイルランド

- 2022年、特定の研究開発活動に対して税額控除を認める既存措置について、QRTCに該当することを目指した変更が加えられた。



タイ

- 2023年、タイ投資委員会（BOI）による投資奨励措置が、グローバル・ミニマム課税に与える影響を緩和するための措置を公表。
- 申請企業は、既存の法人税免税措置に代えて、法人税率50%減税措置を選択することができる。
- 法人税率50%減税措置を選択した場合には、既存の法人税免税措置に比べ、優遇期間が10年を上限として2倍となる。



ベトナム

- 2024年、多国籍企業を誘致し、特定分野への投資を促進するために、新投資支援政策の導入を公表。
- 適格納税者(*1)からの申請に基づき、対象費用(*2)の一定割合が、助成金として現金給付される。助成金は法人税非課税で、グローバル・ミニマム課税による増収分が原資となる予定。
(*1) 適格納税者：ハイテク企業、ハイテク製品の製造に関する投資プロジェクト、先端技術を活用した投資プロジェクト、研究開発センターへの投資プロジェクトを有する企業で、一定の基準を充足するもの
(*2) 対象費用：研修費及び人材育成費、研究開発費、固定資産及び社会インフラシステムへの投資費用、ハイテク製品の製造費用



シンガポール

- 2024年予算案の中で、シンガポールに実質的な経済活動をもたらす大規模投資の促進を目的として、QRTCに該当することを目指した還付可能税額控除（Refundable Investment Credit : RIC）の導入を公表。
- 対象企業からの申請に基づき、適格期間中(*3)の適格活動(*4)における適格支出(*5)の最大50%が法人税額から控除され、4年以内に控除されなかった分は現金還付される。シンガポールへの経済効果をベースに、政府により個別に承認が行われ、支援幅などが決定される。
(*3) 適格期間：適格支出が発生する期間で、最長10年
(*4) 適格活動：例えば以下のような付加価値の高い実質的な経済活動が該当する—新たな生産能力への投資（製造工場、低炭素エネルギーの生産）、本社機能の拡大・設置、研究開発、脱炭素を目的としたソリューションの実施
(*5) 適格支出：資本的支出、人件費、業務委託費等の支出等

適格適用者変更税額控除（MTTC）について

MTTCは収益として実効税率（ETR）の分母に加算可

- OECDより2023年7月に公表された解釈運営指針において、QRTCと同様に、適格適用者変更税額控除（Marketable Transferable Tax Credit : MTTC）が収益（=ETR分母へ加算）として取り扱われることが示された。なお、QRTC及びMTTC以外の税額控除は、税額の控除（=ETR分子から減算）として取り扱われる。
- MTTCとは、①法的譲渡性基準及び②市場性基準を充足する税額控除をいう。
- GloBEルール上の税額控除の区分の判定ではまずQRTC該当性を判断し、次にMTTC該当性を判定するため、QRTCとして適格な税額控除は、譲渡可能か否かにかかわらずQRTCとして扱われる。
- 日本では令和6年度税制改正により、MTTCに関する規定が追加され、税額控除の額の取扱いの更なる明確化が行われている。

【MTTCの判定基準】

税額控除の当初適用者(オリジネーター) / 新適用者(購入者)において、以下のいずれも充足すること

- ①**法的譲渡性基準**：税額控除制度が、その国・地域の租税に関する法令において、税額控除の権利を取得した対象会計年度から一定期間内 / 税額控除の譲渡を受けた対象会計年度中に、非関連者との間で適用者変更（＝譲渡）を行うよう制度設計されていること
- ②**市場性基準**：非関連者との間で当該税額控除額に係る適用者変更（＝譲渡）が行われた場合等で、当該適用者変更につき支払を受けた / 支払った対価の額が適格適用者変更価格（税額控除額の割引現在価値の80%）以上

【税額控除の類型】

還付可能性	4年以内	収益 (QRTC)	収益 (QRTC)	収益 (QRTC)
	4年以上	税額の控除 (non-QRTC)	税額の控除 (non-QRTC)	収益 (MTTC)
	還付不可	税額の控除 (Other tax credits)	税額の控除 (non-MTTC)	収益 (MTTC)
		譲渡不可	市場性無譲渡可能性	市場性有

（資料）経済産業省「令和5年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向及びそれを踏まえた我が国の国際課税制度の在り方等にかかる調査研究事業）」等を基に作成

実質ベースの所得除外（SBIE）について

支払給与や有形資産をSBIEとして所得から控除

- 国・地域のGloBE純所得から、支払給与と有形資産簿価にそれぞれ5%を乗じた金額の合計額が控除される。
 - 支払給与（特定費用）：その所在地国・地域において行う勤務その他の人的役務の提供に基因する構成会社等の人件費
 - 有形資産簿価（特定資産）：その所在地国・地域にある構成会社等が有する一定の有形固定資産等の帳簿価額
- 経過措置として、導入後一定期間につき所得除外の割合（5%）を高く設定。

【各対象会計年度に適用される所得除外の割合】

対象会計年度開始の日	所得除外の割合	
	特定費用	特定資産
2024年 ^(*)	9.8%	7.8%
2025年	9.6%	7.6%
2026年	9.4%	7.4%
2027年	9.2%	7.2%
2028年	9.0%	7.0%
2029年	8.2%	6.6%
2030年	7.4%	6.2%
2031年	6.6%	5.8%
2032年	5.8%	5.4%

(*) 2024年のみ4月1日から12月31日までの期間に対象会計年度の開始の日が含まれる場合に適用される。2025年度以降は1月1日から12月31日の期間に対象会計年度の開始の日が含まれる場合に適用される。

本研究会最終報告書構成（案）

日本企業の海外展開動向を踏まえた国際課税制度のあり方に関する研究会 最終報告書構成（案）

- 1 グローバル・ミニマム課税の動向
- 2 我が国CFC税制の改正の経緯と目的の変遷
- 3 我が国CFC税制の現状と課題
 - ① 制度趣旨が不明確
 - ② 過剰課税の発生
 - ③ 事務負担の増大
- 4 CFC税制の見直しの方向性
 - ① 制度趣旨の整理とそれに基づく見直しの方向性
 - ② 過剰課税の解消
 - ③ 事務負担の軽減
- 5 グローバル・ミニマム課税と諸外国の税制措置の関係
6. まとめ